

## 民事調停申し立てについての弁護団長談話

### 1 これまでの経緯

弁護団は、これまで統一教会に対し、令和5年2月22日以降四次にわたり、合計109名の被害者（通知人）について総額35億円を超える損害賠償請求を行い、集団交渉を求めてきました。

これに対し、統一教会は、令和5年7月21日までに、第二次までの通知人70名について、各地の「信徒会」なるものが調査したとして、信徒会代表等を名乗る信者個人名義での多数の個別の回答書を弁護団に送ってきました。

これら回答書の内容は、要約すると、

- ①古いことであって確認できない。
- ②損害の証拠は弁護団が出すべきであり、献金記録の開示請求には応じない。
- ③20年以上前のことであり、民法の除斥期間が経過し請求権は消滅している。
- ④本人が信仰心に基づいて自主的に行った献金であり、違法性はなく不法行為ではない。
- ⑤物品を販売したのは統一教会ではなく、販売会社である。
- ⑥清平（韓国）における献金等に統一教会は関与しておらず、韓国の法人を相手とすべきである。

とするものが大半であり、ほとんどの事案で統一教会の責任を認めようとしないう回答となっています。

そもそも「信徒会」なるものは、過去の複数の判決でその存在が否定されています。また、少なくとも上記のうち④、⑤、⑥については、統一教会のそのような主張を排斥し統一教会の責任を認めた判決がいくつも存在します。それにもかかわらず、統一教会は、「信徒会」なるものに対応を任せるとし、「他の民事訴訟の結果は本件とは全く無関係」などと強弁し続けています。

そして、「各地の信徒会関係者が進めている調査では、当法人による『違法行

為』や『組織的不法行為』などどこにも見当たりません。」などと、あたかも被害そのものが存在しないかのような態度さえ見せています。

統一教会のこのような対応が、果たして「早期解決を目指す誠実なもの」と言えるのかは、広く社会の皆様にご判断いただきたいと思えます。

もっとも、統一教会は、一部の被害者（通知人）については、「信徒会において献金等として受領したことが確認できた金額を基礎に交渉したい」との意向を示してはいます。しかし、それは、自らの責任を認めざるを得ない事案についてだけ收拾を図ろうとするものでしかありません。統一教会に都合の良いところだけ解決し、大半の被害者は置き去りにされたままになってしまいます。統一教会の提案は、決して被害全体を早期に解決するという方向性に合致するものではありません。

## 2 民事調停申し立ての理由

第一次請求から、すでに半年近くが経過しました。第三次、第四次請求については、未だ統一教会からの回答もありません。統一教会は、弁護団からの再三の面談申入れに対しても「せいぜいマスコミ・世間向けのパフォーマンスにしかない」としてこれを拒否し続けていますが、このような状況の下で、統一教会との間で文書のやりとりという形式での交渉を継続しても、時間がかかるばかりで解決への道筋が見えてきません。他方で、被害者の中には高齢な方や生活に困窮されている方も少なくありません。何よりも早期解決が求められています。

そこで、弁護団は、交渉の舞台を裁判所に移し、裁判所の適切な関与の下に交渉を加速し、裁判官・調停委員の知見も得て、これまでの司法判断を踏まえた早期公正な解決を図るべく、令和5年7月31日に東京地方裁判所に民事調停の申し立てをしました。弁護団は引き続き、誰一人取り残すことのない早期公正な解決のために全力を尽くしますので、ご理解・ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、統一教会は、弁護団の調停申し立てに対し、「調停が不成立となり訴訟になれば紛争解決まで10年以上を要する可能性もある。調停申し立ては早期解

決と被害者の利益に反する。」旨批判しています。

しかし、そのようなことになってしまうのか早期解決が図れるのかは、すべて統一教会の対応にかかっているのです。統一教会に対しては、自らの不法行為の結果である深刻な被害に真摯に向き合い、被害者救済のために誠実に対応することをあらためて強く求めます。統一教会が、「信徒会」なるものに対応を任せて自らが真摯に対応せず、確立した司法判断さえも否定し、自らの信者であった者に関して保持する記録も開示せず、いたずらに事実を争い、解決を引き延ばし被害者の苦しみを長引かせることは決して許されないと弁護団は考えるものです。

2023（令和5）年8月17日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 村越 進